

番 号 : 160546
国 名 : パキスタン
担当部署 : パキスタン事務所
案件名 : 車両保安及び排ガス基準策定アドバイザー業務

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 車両保安・排ガス基準策定
- (2) 格 付 : 2号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2016年9月上旬から2017年10月中旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.90M/M、現地 10.33M/M、合計 11.23M/M
- (3) 業務日数 :
 - 国内準備 5日、第1次現地業務 120日、国内作業 5日
 - 第2次現地業務 100日、国内作業 3日
 - 第3次現地業務 90日、国内整理 5日

本業務においては3回の渡航により業務を実施することを想定していますが、具体的な業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 2016年8月17日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知 : 提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年8月30日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ①類似業務の経験 46点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 10点
 - ④その他学位、資格等 8点
 - ⑤業務従事予定者によるプレゼンテーション 8点

(計100点)

類似業務	自動車の安全性能・環境技術基準（※）に係る各種業務
対象国／類似地域	パキスタン／全世界
語学の種類	英語

※官公庁・公益団体あるいは自動車メーカーにおける関連法規対応、認証取得等に従事した経験を想定しています。

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：特になし

(2) 必要予防接種：

ポリオ：現地滞在期間が4週間を超える予定のため、出入国に際してWHO様式の予防接種証明書が必要。

6. 業務の背景

パキスタンにおける2015／2016年度の実質GDP成長率は4.7%で、主なセクター別寄与度ではサービス部門3.3%、製造業部門0.7%、建設部門0.3%であった（出所：パキスタン政府）。パキスタン政府は、2014年8月に発表した長期開発計画「Vision 2025」において、目標年の2025年に年率8%の経済成長の達成を目指し「持続的・内生的・包括的な成長」及び「民間セクター・起業家精神主導の成長」を重点課題として掲げ、生産性向上と民間投資増を梃子とする成長を目指している。

こうした背景のもと、パキスタンでは製造業の中でも特に裾野産業分野が広く付加価値の高い自動車産業の振興が期待されており、2015/2016年度のパキスタンにおける自動車（乗用車）の生産台数は約18万台に達し、対前年比19%増という急速な伸びを見せている。また、パキスタンの自動車販売市場は、日系自動車メーカーが約99%を占有している点にも特徴がある。

こうした中、パキスタンの自動車産業政策を担う産業省工業開発局（Engineering Development Board. 以下「EDB」）は、パキスタンの自動車産業振興のための中期計画として、2016年3月に「Automotive Development Policy」（以下「ADP」）を発表した。ADPは2016年7月から2021年6月を対象期間とする5か年計画であり、2021年までに自動車（乗用車）の国内生産台数を35万台に拡大することを目標としている。また、同時に同計画の中では、持続的なモータリゼーションのためにパキスタンの自動車の安全、環境技術基準の向上についても明記している。

一方、現在、パキスタンにおける自動車の車両保安、環境技術基準に関しては我が国における「道路運送車両法」のような包括的な法令が無く、車両保安については交通省の定める「Motor Vehicle Rules 1969」が、環境（排ガス）技術基準については、環境省の定める「Pakistan Environmental Protection Act 1997」がそれぞれ適用されているが、検査方法等、詳細まで定められた法令とはなっていない。また、同法に基づく規制も国内の各州政府に実施が委ねられていることから、実効性の低いものとなっているのが現状である。

このため、EDB は上述の通りADPにおいて自動車の安全、環境技術基準の向上を掲げ、具体的には、パキスタンが国連欧州経済委員会（以下「UN/ECE」）の下部組織である「自動車基準調和世界フォーラム」（以下「WP29」）に加入し、WP29の中核をなす多国間協定である「車両・装置等の型式認定相互承認協定」（以下「1958年協定」）で採用された技術基準（以下「UN基準」）を段階的に導入してゆくことを行動目標として掲げている。因みに2015年時点でUN基準は135項目あり、日本はその内、反射装置、方向指示器、安全ベルト（シートベルト）、タイヤ等の約40項目を採用している。

このような背景のもと、パキスタン政府は上記ADPに明記した方針を踏まえ、パキスタン

における実効性のある自動車の車両保安、環境技術基準の導入促進のため、我が国に対し個別専門家「車両保安及び排ガス基準策定アドバイザー」のEDBへの派遣を2015年度に要請し採択され、今般の派遣に至ったものである。

なお、JICAはパキスタンの自動車産業政策強化のため、これまで、開発調査型技術協力プロジェクト「自動車産業振興政策策定プロジェクト」（2009～2010年度）を実施したほか、EDBに対し「自動車産業振興アドバイザー（Ⅰ）」（2012～2014年度）、「自動車産業振興アドバイザー（Ⅱ）」（2015年度～）を派遣している。本案件はかかる協力による提言にも沿ったものである。

7. 業務の内容

本業務は、パキスタン政府により策定された自動車産業振興に係るADPを踏まえ、関係省庁・機関・日系自動車メーカー等との連携を効果的に図りつつ、EDBに対し必要な助言及び支援を行い、EDBの政策実施能力の強化を図り、以ってパキスタンにおいて実効性のある自動車の車両保安及び排ガス技術基準の導入を促進することを目的としている。

具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備期間（2016年9月上旬）

- ① 「パキスタン・イスラム共和国自動車産業振興政策策定プロジェクト報告書（2011年1月）」、「パキスタン国自動車産業振興アドバイザー専門家業務完了報告書（2015年1月）」、「パキスタン国自動車産業振興アドバイザー（Ⅱ）専門家業務完了報告書（2016年3月）」を含む国内で入手可能な関連情報の収集を行い、本案件業務の背景を理解する。
- ② パキスタン政府の「Automotive Development Policy (ADP) 2016-2021」、「Motor Vehicle Rules 1969」等、国内で入手可能なパキスタン政府関係資料を収集し、その概要を把握する。
- ③ 他の途上国（タイ、インドネシア、フィリピン等）における自動車の安全・排ガス技術基準の導入の現状について、国内で入手可能な関連情報の収集を行う。
- ④ JICA南アジア部から、対パキスタンJICA事業概要についてブリーフィングを受ける。
- ⑤ 総務部安全管理室にて安全対策ブリーフィングを受ける。
- ⑥ 全体の業務実施計画書（和文）を作成し、JICA社会基盤・平和構築部へ提出、報告・説明する。

(2) 第1次現地業務期間（2016年9月下旬～2017年1月下旬）

- ① 現地業務開始時に、JICAパキスタン事務所に業務実施計画書（和文）を提出し、業務内容の確認を行う。
- ② JICAパキスタン事務所にて安全ブリーフィングを受ける。
- ③ 産業省工業開発局（EDB）に対し、業務ワークプラン（英文）を提出し、業務内容の説明を行う。
- ④ パキスタンにおける自動車の車両保安、排ガス技術基準に係る法令・制度の現状及び実態について、関係省庁（交通省、環境省等）、関係機関（PSQCA（注）等）、州政府関係部局、業界団体、日系自動車メーカー等からのヒアリングも図りつつ、関連情報の収集を行う。

（注）パキスタン標準品質管理庁（Pakistan Standard & Quality Control Agency. 略称「PSQCA」）：科学技術省傘下の機関。自動車も含む工業製品の「パキスタン標準（Pakistan Standard）」を策定している。

- ⑤ パキスタンのWP29加入に向けたEDBにおける準備状況について現状の把握を行う。
- ⑥ 他の途上国（タイ、インドネシア、フィリピン等）における自動車の車両保安・排ガス技術基準の導入の現状について、情報収集を継続するとともに、パキスタンと

の比較分析を行う。

- ⑦ 上記④、⑤、⑥を踏まえ、パキスタン政府のWP29加入に向けたロードマップの原案を作成するとともに、WP29の1958年協定におけるUN基準の中で、パキスタンが優先的に採用すべき項目等についてEDBとともに検討を行う。また、必要に応じてEDBによるWP29へのオブザーバー参加に関する支援、助言を行う。
- ⑧ 日系自動車メーカーと産業省及びEDBとの定期協議（年4回程度開催）に参加し、車両保安及び排ガス技術基準分野に係る双方の対話を促進する。また、必要に応じて日系商工会（カラチ、イスラマバード）の定期会合（毎月開催）に出席し、日系企業、在パキスタン日本国大使館等との情報共有を行う。
- ⑨ 2016年8月からJICAがEDBに派遣を予定している「自動車産業振興アドバイザー（Ⅱ）第2年次」と適切に情報交換・意見交換を図り、効果的に本件業務を推進する。
- ⑩ 現在JICAが実施している技術協力プロジェクト「自動車部品製造業技術移転プロジェクト」の関連専門家と情報交換を行い、本件業務に関連する有益な情報の入手を図る。
- ⑪ 現地業務結果報告書（英文）を作成し、EDB及びJICAパキスタン事務所に提出、報告・説明する。

(3) 第1次国内作業期間（2017年2月上旬）

- ① 第1次現地業務期間中に抽出された課題等につき、参考事例等の情報収集を行う。
- ② 第2次現地業務期間中に予定しているEDB関係者の訪日（詳細は下記（4）⑧項を参照）につき、訪問予定先機関との調整や打ち合せ等を行う。
- ③ 第2次現地派遣に係る業務実施計画書（和文）及び業務ワークプラン（英文）を作成する。
- ④ JICA社会基盤・平和構築部に業務の進捗状況を報告する。

(4) 第2次現地業務期間（2017年2月下旬～2017年6月上旬）

- ① JICAパキスタン事務所に業務実施計画書（第2次現地業務期間分。和文）を提出し、当期業務内容の説明を行う。
- ② EDBに対し、業務ワークプラン（第2次現地業務期間分。英文）を提出し、当期業務内容の説明を行う。
- ③ 第1次現地業務期間に引き続き、上記（2）④を継続する。
- ④ 第1次現地業務期間に引き続き、上記（2）⑥を継続する。
- ⑤ 上記③、④も踏まえ、WP29の1958年協定におけるUN基準の中で、パキスタンが優先的に採用すべき項目等についてEDBとともに検討を継続する。また、必要に応じてEDBによるWP29へのオブザーバー参加に関する支援、助言を行う。
- ⑥ 上記③、④、⑤も踏まえ、WP29の1958年協定におけるUN基準を導入した際に必要となるパキスタン政府の関連法令・制度の改正等についてEDBとともに検討を行う。
- ⑦ 上記⑥を踏まえ、関係省庁（交通省、環境省等）、関係機関（PSQCA等）、州政府担当部局等から実務担当者を招集し、WP29の1958年協定におけるUN基準を導入した際に必要となるパキスタン政府の関連法令・制度の改正等に係る勉強会を実施する。
- ⑧ EDB関係者による訪日視察を行い、国土交通省、自動車基準認証国際化研究センター（JASIC）、交通安全環境研究所（NTSEL）、日本自動車研究所（JARI）、本邦自動車メーカー等を訪問し、自動車の車両保安及び排ガス技術基準に係るEDBの理解度を深める。
- ⑨ 第1次現地業務期間に引き続き、上記（2）⑧を継続する。
- ⑩ 第1次現地業務期間に引き続き、上記（2）⑨を継続する。
- ⑪ 第1次現地業務期間に引き続き、上記（2）⑩を継続する。
- ⑫ 現地業務結果報告書（英文）を作成し、EDB及びJICAパキスタン事務所に提出、報

告・説明する。

(5) 第2次国内作業期間（2017年6月中旬）

- ① 第2次現地業務期間中に抽出された課題等につき、参考事例等の情報収集を行う。
- ② 第3次現地業務に係る業務実施計画書（和文）及び業務ワークプラン（英文）を作成する。
- ③ JICA社会基盤・平和構築部に業務の進捗状況を報告する。

(6) 第3次現地業務期間（2017年7月上旬～2017年9月下旬）

- ① JICAパキスタン事務所に業務実施計画書（第3次現地業務期間分。和文）を提出し、当期業務内容の説明を行う。
- ② EDBに対し、業務ワークプラン（第3次現地業務期間分。英文）を提出し、当期業務内容の説明を行う。
- ③ 第2次現地業務期間に引き続き、上記（4）⑤を継続する。
- ④ 第2次現地業務期間に引き続き、上記（4）⑥を継続する。
- ⑤ 第1～2次現地業務期間に引き続き、上記（2）⑧を継続する。
- ⑥ 第1～2次現地業務期間に引き続き、上記（2）⑨を継続する。
- ⑦ 本時点までの業務成果を踏まえ、パキスタンにおいて実効性のある車両保安・排ガス基準導入のためのUN基準の採用と、それに伴い必要となるパキスタン政府の関連法令・制度の改正等について、関係省庁・関係機関・州政府担当部局・業界団体・日系自動車メーカー等を招集したEDB主催によるワークショップの実施を行う。
- ⑧ 上記⑦の結果について、日系商工会の定例会において報告する。
- ⑨ 現地業務結果報告書（英文）を作成し、EDB及びJICAパキスタン事務所に提出、報告・説明する。

(7) 帰国後整理期間（2017年10月上旬）

専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA社会基盤・平和構築部へ提出、報告・説明する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、（4）専門家業務完了報告書とする。

（1）業務実施計画書（和文）（第1次現地派遣時（全体期間分）、第2次・第3次現地派遣時（各派遣期間分））

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）、スケジュールなどを記載。

和文2部（JICAパキスタン事務所、JICA社会基盤・平和構築部へ各1部）

（2）業務ワークプラン（第1次現地派遣時（全体期間分）、第2次・第3次現地派遣時（各派遣期間分））

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）、スケジュールなどを記載。

英文2部（JICAパキスタン事務所、EDBへ各1部）

（3）現地業務結果報告書（各派遣終了時）

各現地派遣終了時に、当該派遣期間中に実施した業務内容の報告のために作成する（和文及び英文）。提出部数及び提出先は以下のとおり。

英文2部（JICAパキスタン事務所、EDBへ各1部）

和文2部（JICAパキスタン事務所、JICA社会基盤・平和構築部へ各1部）
ただし、第3次現地業務結果報告書（和文）は、（4）専門家業務完了報告書を以って代えることとする。

（4）専門家業務完了報告書（和文）

第3次現地業務期間終了後に提出。提出部数及び提出先は次の通り。

和文3部（JICAパキスタン事務所へ2部、JICA社会基盤・平和構築部へ1部）

次の記載項目を盛り込むこと。

- ・パキスタンの実状を踏まえた実効性のある車両保安基準、排ガス基準導入に向けた提言。

上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

また、現地派遣期間中／国内作業期間中の業務従事月報（和文）を作成し、JICAパキスタン事務所に提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上してください）。

航空経路は、東京—イスラマバード間の往復に係る費用を計上してください。

（2）臨時会計役の委嘱

現地業務に必要な一般現地業務費については、JICAパキスタン事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です。当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です。

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：現地業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は3回を予定していますが、「7. 業務の内容」記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地M/M、国内M/M、渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な派遣スケジュールがある場合には、派遣回数3回を上限にプロポーザルにて提案してください。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

ア. 空港送迎

第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり。

イ. 宿舍手配

なし。

ウ. 車両借上げ

セキュリティを含め、移動に必要な車両を提供する。

エ. 通訳備上

なし。

オ. 現地日程のアレンジ

第1次現地業務開始時におけるEDBとの協議等について、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ. 執務スペースの提供

EDBが執務スペースを提供する。

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料をJICA社会基盤・平和構築部運輸交通・情報通信第1チーム (TEL: 03-5226-8121) にて配布しますので、お問い合わせ下さい。

- パキスタン・イスラム共和国自動車産業振興政策策定プロジェクト報告書 (要約) (2011年1月)
- パキスタン国自動車産業振興アドバイザー専門家業務完了報告書 (2015年1月)
- パキスタン国自動車産業振興アドバイザー (II) 専門家業務完了報告書 (2016年3月)
- Automotive Development Policy (ADP) 2016-2021
- Motor Vehicle Rule 1969

(3) プレゼンテーションの実施

評価に当たり、業務従事予定者によるプレゼンテーションを以下のとおり実施する予定です。

- ① 実施時期：8月23日(火)(予定)
(詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- ② 実施場所：独立行政法人国際協力機構内会議室
(当日機構へ来訪できない場合、テレビ会議システムの利用を認める場合がありますので、調達部までお問い合わせください。)
- ③ 実施方法：
 - ・ 一人当たり、プレゼンテーション10分、質疑応答15分を想定。
 - ・ プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
 - ・ プレゼンテーションは、従事予定者がプレゼンテーションを行って下さい。ただし、業務従事者以外に1名の出席を認めます。

(4) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAパキスタン事務所、在パキスタン・イスラム共和国日本大使館 (必要に応じて、在カラチ日本総領事館) と逐次情報交換、確認を行うとともに、連絡を密に取ることとします。また、パキスタン国内での安全対策についてはJICAパキスタン事務所の指示に従ってください。
- ③ 現地作業中、JICAパキスタン事務所と常時連絡が取れる体制とし、安全管理上、必要な報告を行ってください。そのために必要な携帯電話については、JICAパキスタン事務所から貸与を行います。また現地業務中における安全管理体制を、日本国内からの支援体制も含め、プロポーザルに記載してください。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」 (<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑惑事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上